

# 議 案 説 明 書

第 1 回奈半利町議会臨時会

令和 5 年 5 月 9 日

## 承認第 1 号

令和 4 年度奈半利町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号の専決処分の承認を求めることについて

この補正予算の専決処分は、3 月議会後に、歳入については、使用料が既決の予算額よりも減額となることが判明したこと、歳出については、不用額の見込みにより、減額補正を行ったものです。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額から 830 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 119, 140 千円と定めるものです。

歳入は、使用料 830 千円を減額するもので、歳出は、衛生費 830 千円を減額するものです。

## 承認第 2 号

令和 4 年度奈半利町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号の専決処分の承認を求めることについて

この補正予算の専決処分は、3 月議会後に、歳入については、保険料収入が既決の予算額よりも増額となることが判明したこと、歳出については、納付金が既決の予算額よりも増額となることが判明したことにより、追加補正を行ったものです。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に 885 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 62, 852 千円と定めるものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 942 千円を追加するもので、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1, 786 千円を追加するものです。

### 承認第 3 号

令和 4 年度奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号の専決処分の承認を求めることについて

この補正予算の専決処分は、3 月議会後に、歳入については、県支出金が既決の予算額よりも減額となること等が判明したこと、歳出については、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費の決算見込による減額と、予算執行残による不用額の見込等の計数整理を行い、これらの剰余金により、翌年度への繰越金が過大にならないように調整を図ったものです。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額から 33,865 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 511,833 千円と定めるものです。

歳入の主なものは、県支出金 41,741 千円を減額するもので、歳出の主なものは、保険給付費 31,870 千円を減額するものです。

### 承認第 4 号

令和 4 年度奈半利町一般会計補正予算第 7 号の専決処分の承認を求めることについて

この補正予算の専決処分は、3 月議会後に、歳入については、地方交付税の特別交付税の収入が既決の予算額よりも 14,550 千円増額となることなどが判明したこと、歳出については、歳入において地方交付税等が増額となったため、また、予算執行残による不用額の見込み等の計数整理を行い、これらの剰余金により翌年度への繰越金が過大にならないように調整を図り、それに伴う基金積立金 83,430 千円の追加を行ったものです。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額から、10,675 千円を減額し、歳入歳出予算の額をそれぞれ 3,226,612 千円と定めるものです。

歳入の主なものは、地方交付税 14,550 千円を追加し、国庫支出金 18,954 千円を減額するもので、歳出の主なものは、総務費 21,863 千円、消防費 24,731 千円を減額し、諸支出金 83,430 千円を追加するものです。

## 承認第 5 号

奈半利町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

この条例の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、専決処分を行ったものです。

主な改正点は、個人住民税の事業所得に係る特例期限及び、軽自動車税に係る環境性能に応じた軽減特例期限を延長するものです。

## 承認第 6 号

奈半利町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

この条例の専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、専決処分を行ったものです。

主な改正点は、国民健康保険税の減額及び特例に関する規定中、適用する条項等の整理を行うものです。

## 議案第 1 号

令和 5 年度奈半利町一般会計補正予算第 1 号

この補正予算案については、国の施策として実施される、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、速やかな支給事務に取組めるよう、予算の追加補正を行うものです。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に 4,400 千円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ 3,049,400 千円と定めるものです。

歳入は、国庫支出金 4,400 千円を追加するもので、歳出は、民生費 4,400 千円を追加するものです。